

第3回

景観 まちづくり賞



応募期間 令和7年

4月1日火▶5月30日金



まちなみ空間部門



敷地全体や付帯する工作物を含めて、良好な景観のまちなみを創り出している空間、建築物、工作物、その他物件の所有者・設計者・施工者を表彰します



まちづくり活動部門



良好な景観の形成に貢献しているまちづくり活動を行う個人・団体を表彰します



優秀賞



表彰状と楯を贈呈



奨励賞



表彰状を贈呈

評価の視点
公開中 ➡





第3回 あんなか景観まちづくり賞



応募内容



評価の視点
公開中 ➔



応募期間	令和7年4月1日(火)～5月30日(金)(当日消印有効)	
応募区分	まちなみ空間部門	まちづくり活動部門
応募対象	敷地全体や付帯する工作物を含めて、良好な景観のまちなみを創り出している空間、建築物、工作物、その他物件(新築・既存は不問)	特に良好な景観の形成に貢献しているまちづくり活動 (例:地域の清掃活動、花壇の手入れ作業など)
応募資格	空間、建築物、工作物その他の物件についての所有者、設計者、施工者	景観まちづくりに向けた活動を行っている個人、団体
応募方法	<p>①電子メール(推奨) 提出物: 必要事項を記入した応募用紙、画像データ4枚以上(JPEG) ※10MBを超える場合は、事前にご連絡ください</p> <p>②郵送、持参 提出物: 必要事項を記入した応募用紙、L版程度のカラー写真4枚以上 ★応募用紙は都市計画課、松井田振興課の各窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます</p>	
表彰	<p>優秀賞と奨励賞を決定し、10月以降に授賞式を開催します 優秀賞は表彰状と楯を、奨励賞は表彰状を授与します 表彰についてパンフレットを作成し、広く公表します</p>	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の景観関連の受賞歴は審査には影響しません(みどりの景観賞受賞は除く) ・応募資料は返却しません ・自薦・他薦は問い合わせませんが、応募資格者の同意が必要です ・応募資料の権利は安中市に帰属します(<u>受賞の有無に関わらず、市が発行する刊行物等に使用する可能性があります</u>) ・公共の場所から見えるもの ・国、県又は市の文化財に指定・登録されていないもの ・各種法令に違反していないもの ・安中市景観条例に基づき届出が必要な物件は、届出がされているもの ・<u>応募写真について、肖像権侵害など第三者との間で問題が生じた場合、市は一切責任を負いません</u> ・作品はカラー写真とし、編集ソフト等による加工をしていないもの ・建築物等が審査のための現地視察や外観について一般の見学の対象になることに了承していること ・審査のために立会及び説明をお願いする場合があります 	